

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物収集運搬業許可証

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 第03506003258号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 重枝 幸芳



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成27年10月31日
許 可 の 有 効 年 月 日 平成34年10月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残差、ゴムくず（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年11月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無（下関市）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(表)



許可番号 第03566003258号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 山口県宇部市大字船木61番41
氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 重枝幸芳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 6 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 34 年 6 月 22 日

- 事業の範囲
(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり
(2) 事業の区分
積替え又は保管を含む。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面のとおり
- 許可の条件
- 許可の更新又は変更の状況
平成27年 7月 3日 更新許可
平成30年12月19日 変更届 (積替え保管場所の地番 (変更前: 山口県山陽小野田市大字有帆字上指月3番5))
- 積替え許可の有無
無 (下関市)
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(裏)

事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、セレン又はその化合物又は、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ペンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

面積：60m²

廃棄物の種類：

- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

保管上限：4t

積み上げ高さ：屋内保管

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処分業許可証(表)

許可番号 第03546003258号

産業廃棄物処分業許可証

住所
山口県宇部市大字船木61番41
氏名
都市産業株式会社
代表取締役 重枝 幸芳

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県知事

許可の年月日
平成27年11月1日

許可の有効年月日
平成34年10月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (圧縮減容、焼却 (分解を含む。)、中和、破碎、油水分離、切断)
最終処分 (埋立)

(2) 産業廃棄物の種類

圧縮減容: 廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
焼却(分解を含む。): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず
(自動車等破碎物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、
ばいじん 以上17種類
中和: 廃アルカリ 以上1種類
破碎: 廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
油水分離: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 以上4種類
切断: 廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。)、紙くず、木くず、ゴムくず 以上4種類
埋立: ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。) 以上1種類
(これらは、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年11月27日 更新許可
平成30年12月19日 変更届 (変更事項: 事業の用に供する施設の設置場所の地番の変更
(変更前: 大字有帆上指月3番3、3番5、3番16、3番25))

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処分業許可証(裏)

事業の用に供するすべての施設

圧縮減容	設置場所：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5 設置年月日：平成24年12月12日、処理能力：12t／日(10時間)
汚泥の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：48t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の8
廃油の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：50t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の8
廃プラスチックの焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：37t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の8
その他の産業廃棄物の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：95.7t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の8
アン化合物の分解	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：12t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の8
中和	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成14年1月31日、処理能力：69t／日(24時間)
廃プラスチックの破碎	設置場所：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5 設置年月日：平成25年1月12日、処理能力：15t／日(10時間) 許可年月日：平成24年4月16日、許可番号：第2号の11
木くずの破碎	設置場所：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5 設置年月日：平成25年1月12日、処理能力：8t／日(10時間) 許可年月日：平成24年4月16日、許可番号：第2号の11
油水分離	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田61番41 設置年月日：平成15年1月15日、処理能力：31t／日(24時間) 許可年月日：平成13年1月24日、許可番号：第99号の9
切断	設置場所：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5 設置年月日：平成24年12月20日、処理能力：3t／日(10時間)
管理型最終処分場	設置場所：山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番3、10003番25 及び10003番5、10003番16の各一部 設置年月日：昭和47年3月13日、面積：17,421㎡、容量：81,122㎥

複製不可

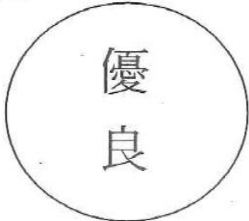
■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
特別管理産業廃棄物処分業許可証(表)



許可番号 第03576003258号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県宇部市大字船木61番41
氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 重枝幸芳



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

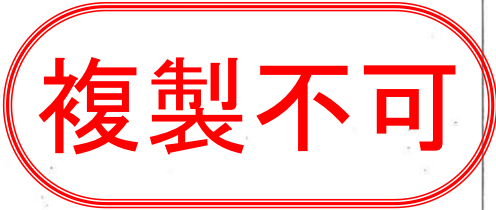
山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 5 月 13 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 34 年 5 月 12 日

1. 事業の範囲
(1)事業の区分
中間処理(焼却、油水分離、中和、分解)
(2)産業廃棄物の種類
裏面のとおり
2. 事業の用に供するすべての施設
裏面のとおり
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
平成27年 6月26日 更新許可
平成27年 5月27日 変更届(変更事項:代表者(変更前:眞鍋啓介))
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
無



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
特別管理産業廃棄物処分量許可証(裏)

特別管理産業廃棄物の種類

焼却

感染性産業廃棄物

以上 1 種類

焼却、油水分離

汚泥 (トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 4 種類

中和

廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

以上 1 種類

分解

汚泥 (シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 2 種類

事業の用に供するすべての施設

汚泥の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 14 年 1 月 31 日、処理能力：48t/日(24 時間) 許可年月日：平成 13 年 1 月 24 日、許可番号：第 99 号の 8
廃油の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 14 年 1 月 31 日、処理能力：50t/日(24 時間) 許可年月日：平成 13 年 1 月 24 日、許可番号：第 99 号の 8
その他の産業廃棄物の焼却	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 14 年 1 月 31 日、処理能力：95.7t/日(24 時間) 許可年月日：平成 13 年 1 月 24 日、許可番号：第 99 号の 8
油水分離	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 15 年 1 月 15 日、処理能力：31t/日(24 時間) 許可年月日：平成 13 年 1 月 24 日、許可番号：第 99 号の 9
中和	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 14 年 1 月 31 日、処理能力：69t/日(24 時間)
シアン化合物の分解	設置場所：山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41 設置年月日：平成 14 年 1 月 31 日、処理能力：12t/日(24 時間) 許可年月日：平成 13 年 1 月 24 日、許可番号：第 99 号の 8

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
一般廃棄物処分業許可証



様式第7号（第11条関係）

第319号

令和4年(2022年)6月27日

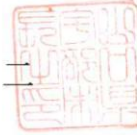
一般廃棄物処理業許可証

住 所 宇部市大字船木61番41
事業場所在地 同 上

氏名又は名称 都市産業株式会社
代表取締役 中 村 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の
規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠 崎 圭 二



許可の区分	処 分
事業の範囲	1 事業系一般廃棄物
事業区域	宇部市全域
許可の有効期限	令和4年4月 1日 から 令和6年3月31日 まで
積替（保管）場所	1 宇部市大字船木字山田61番41号 （面積 26.0 m ² ）
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係 法令を遵守すること。 2 その他市長の指示に従うこと。
特記事項	一般廃棄物処理施設として、（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、 資源ごみ（紙くず、木くず、繊維くず））を処理する能力を有す る。 令和4年6月1日付けで、代表取締役の変更による

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する処理に係る許可証



九運海船 第112号

許 可 書

都 市 産 業 株 式 会 社
代表取締役 藤 田 敏 彦 殿

平成18年12月20日付けで申請のあった廃油処理施設等の変更については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第28条第1項の規定により許可する。

平成19年2月9日

九州運輸局長 大 黒 伊 勢 夫



複製不可

国土交通省

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の8(表)



産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成 13 年 1 月 24 日

住 所 山口県小野田市稲荷町10番23号

氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 藤田 敏彦

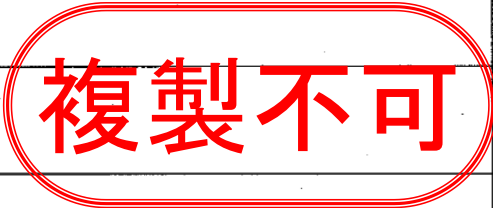
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、~~第15条の2第1項~~ 設置 変更 の許可を

受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成 13 年 1 月 24 日	許可番号	第99号の8
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類	(1)施設の種別：裏面に記載 (2)廃棄物の種類：裏面に記載		
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41		
処理能力	裏面に記載		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し

産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の8(裏)

(1)施設の種類：政令第7条第3号（汚泥の焼却施設）

政令第7条第5号（廃油の焼却施設）

政令第7条第8号（廃プラスチック類の焼却施設）

政令第7条第11号（汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設）

政令第7条第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）

(2)廃棄物の種類

①産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず（自動車等破砕物を除く。以上2種類）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上10種類

②特別管理産業廃棄物の種類

汚 泥 （トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン又はベンゼン及びシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン又は、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン又はベンゼン及びシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性廃棄物

以上5種類

(3)処理能力

汚泥（特管含）：2,000kg/時間、48t/日

廃油（特管含）：2,083kg/時間、50t/日

廃プラスチック類：1,542kg/時間、37t/日

金属くず、廃酸（特管含）、廃アルカリ（特管含）、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず、

感染性廃棄物：3,988kg/時間、95.7t/日

シアン化合物、：500kg/時間、12t/日

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の9(表)



産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成 13 年 1 月 24 日

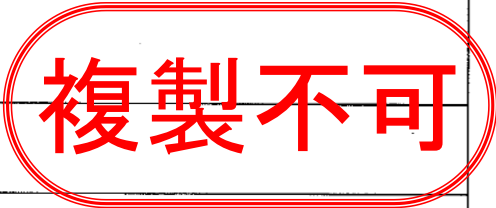
住 所 山口県小野田市稲荷町10番23号
氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 藤田 敏彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、設置の許可を
~~第15条の2第1項~~ 変更
受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成 13 年 1 月 24 日	許可番号	第99号の9
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類	(1)施設の種別：政令第7条第4号（廃油の油水分離施設） (2)廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを含む。） 以上4種類 ※特別管理産業廃棄物の種類は裏面に記載		
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41		
処理能力	31t／日（24）時間		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の9(裏)

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚 泥 (トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエレン、シス-1・2-ジクロロエレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼン及びシアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエレン、シス-1・2-ジクロロエレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又は、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエレン、シス-1・2-ジクロロエレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエレン、シス-1・2-ジクロロエレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼン及びシアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

複製不可

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
産業廃棄物処理施設設置許可証 第2号の11



産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成24年4月16日

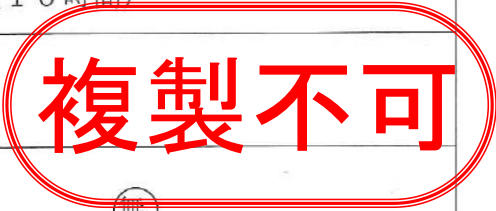
住 所 山口県宇部市大字船木61番41
氏 名 都市産業株式会社
代表取締役 眞鍋 啓介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置 の許可
~~第15条の2の6第1項~~ 変更
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成24年4月16日	許可番号	第2号の11
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(1)施設の種類 政令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 政令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） (2)廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず以上5種類		
設置場所	山口県山陽小野田市大字有帆字上指月3番5		
処理能力	廃プラスチック類 15t／日（10時間） 木くず 8t／日（10時間）		
許可の条件	有		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
一般廃棄物処理施設設置許可証 指令廃り対策第537-6号



第1号様式（第1条の2、第1条の3関係）

一般廃棄物処理施設 設置 変更 許可証			
住 所 山口県小野田市稲荷町10番23号			
氏 名 都市産業株式会社 代表取締役 藤田敏彦			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第1項 第8条第1項 の規定により、設置 変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。			
平成16年2月18日			
山口県知事 二井 関 成			
許可の年月日	平成16年 2月18日	許可番号	指令廃り対策第537-6号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	(1)施設の種別：ごみ処理施設 (2)廃棄物の種別：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ		
設置場所	焼却施設、破碎施設：山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41 圧縮減容施設：山口県小野田市大字有帆上指月3番5		
処理能力	ごみ処理施設 ○焼却施設 (142t/日 (24時間)) ○破碎施設 (15t/日 (10時間)) ○圧縮減容施設 (12t/日 (10時間))		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し
一般廃棄物処理施設設置許可証 指令平23廃リ対策第81-6号



第1号様式（第1条の2、第1条の3関係）

設置 許可証 変更 一般廃棄物処理施設			
住所 山口県宇部市大字船木61番41			
氏名 都市産業株式会社			
代表取締役 眞鍋 啓介			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置の許可を 第9条第1項 変更			
受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。			
平成24年4月16日			
山口県知事 二井 関 成			
許可の年月日	平成24年4月16日	許可番号	指令平23廃リ対策第81-6号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	(1) 施設の種類：①ごみ処理施設（破碎施設） ②ごみ処理施設（圧縮減容施設） (2) 廃棄物の種類：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ （廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、繊維くず等）		
設置場所	山陽小野田市大字有帆字上指月3番5		
処理能力	①破碎施設 15t／日（10時間） ②圧縮減容施設 12t／日（10時間）		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

